

弾力化に向かう欧州の安定成長協定

上席研究員 田中 和子

EU、とりわけユーロ圏諸国はこれまで景気鈍化にもかかわらず、財政の規律を義務付けた安定成長協定(SGP)を尊重してきた。そこでは、ユーロの価値を守るために赤字を GDP の 3%以内に抑制するのみならず、2003 ないし 4 年を目処に財政収支の均衡の達成が義務付けられている。その結果、既に EU15 カ国中 11 カ国ではほぼ均衡ないし黒字が達成されている。しかし、残された 4 ヶ国については、年初に早期警告の発動が提案されたドイツ、ポルトガルに加え、ここにきてフランスとイタリアでも赤字の拡大が問題となっており、SGP の適用解釈を巡って欧州委員会と ECOFIN(経済財政閣僚理事会)との関係もギクシャクしつつある。

年初に SGP に基づき委員会よりドイツとポルトガルに対して行われた早期警告の提案は、赤字削減努力の約束を条件に ECOFIN によって見送られたが(本欄 2 月 8 日号参照)、ドイツではその後の地方政府の支出抑制合意などにもかかわらず、景気の低迷を主因に今年も GDP 比 3%近い赤字が見込まれている。さらに 9 月の選挙で野党の次期首相候補となっているシュトイバー氏は、すでに SGP の遵守は無理として、ドイツが約束している財政均衡時期についても延期を示唆している。また、ポルトガルも 4 月に政権に就いたばかりのバローゾ首相は、このほど前政権下の 2001 年の赤字は 3.9%に達していたことを明らかにし、同時に自治体の違反赤字に対しても罰則を持つ国内安定協定の制定などで赤字抑制の姿勢を示しているものの、今年の赤字見通しについても楽観を許さない。

これら 2 国に加えて、5 月にシラク大統領が再選されたフランスでも、ラファラン新政権は早速、前政権の過小評価の結果 2002 年の赤字が当初計画の 1.8%を大幅に上回ることを明らかにし、また、シラク大統領が公約で掲げた減税を優先する立場から、財政収支均衡実現についても 2004 年という期限を必ずしも遵守できないことを示唆した。このため 6 月のマドリッドでの ECOFIN では、今後 1 年間の各国の政策を監視しあう経済政策大綱(BEPGs)の策定にあたり、フランスのガイドラインを巡って議論となった。フランスは結局、「03 年、04 年の成長率が 3%を上回る」ことを前提に「遅くとも 2004 年までに(構造的収支の)均衡に近い水準ないし黒字へ移行する」ことで合意した。しかし、これまでの実績から見ても 3%成長はむずかしいと見られ、実効性には疑問が残っている。

また、イタリアも 2003 年には財政赤字ゼロを実現すると約束していたが、足下の 2001

年についてユーロスタット(EU 統計局)が国有財産を担保として発行した証券によるファイナンスを歳入として認めない方針を示したことで、赤字幅が 1.6%から一挙に 2.2%へ拡大した。それだけでなくベルルスコーニ首相の公約である減税と社会保障制度の改革を実施するためには、2003 年の均衡実現は困難になっていたことから、成長を重視して SGP に弾力性を持たせるべきとの立場を強めていたが、結局 7 月初旬に採択した 2003-06 年の「経済財政計画」ではフランスにならって減税を織り込み、財政の均衡は赤字幅が 0.3%となる 04 年以降とした。

こうしたユーロ圏主要国における財政の安定性重視から成長重視へのシフトを欧州委員会は危惧している。ポルトガルについては 3%を上回ったことが公式に認められれば EU 委員会は制裁措置を発動せざるを得ず、また、今後の状況によっては独仏伊についても早期警告発動の可能性があるとしている。一方、ここへきて ECOFIN で柔軟化傾向が強まったのは、景気の低迷とその中で昨年来各国で行われた選挙が大きく影響している。景気低迷で財政環境が悪化する中、減税や社会保障改革などが選挙公約として掲げられ、多くの国で左派政権が交替した。新政権は公約の実行を迫られるとともに、前政権下での政策の洗い直しを行うことになる。また、今年にはいつのユーロの対ドル相場回復もこうした SGP を弾力化するための議論の余地を作っているとも考えられる。

欧州委員会のソルベス財政金融担当委員も、なんらかの改革をしなければ ECOFIN の場当たり的なルール緩和により SGP の形骸化が進むと見ており、均衡財政を達成した国や年金・労働市場等の構造改革のために借入を望む国に対してはルールの緩和を認める姿勢を見せている。SGP の安易な緩和には ECB や IMF は警告を発しているが、委員会と ECOFIN が対立するのではなく、今後いかにユーロへの悪影響を避けつつ SGP の目的である安定と成長を両立させていくかが、双方にとっての大きな課題である。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>